

令和2年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画

はじめに

食の安全性を確保するためには、農作物の栽培や家畜・養殖魚の飼育などの生産の段階から販売・加工・流通の各段階において、三重県食の安全・安心の確保に関する条例（以下、「食の安全・安心条例」という）や関係する各法令に基づき監視指導、検査、その他の必要な措置が行われることが必要です。

三重県農畜水産物安全確保監視指導計画は、「三重県食の安全・安心確保基本方針」の中の「農薬、動物・水産用医薬品、飼料、肥料等の使用または生産・販売について、指導、立ち入り検査を実施します。」等の規定に基づき、農薬取締法など関係法令による監視指導等を効果的、効率的に行うことを目的として策定するものです。

関係法令に基づき事業者に対する監視指導を行うことにより、法令遵守の意識を高め、自主衛生管理への取組を支援していきます。

1 適用範囲

三重県内

2 期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

3 監視指導計画の対象

- (1) 農薬販売者、使用者
- (2) 肥料生産・販売業者
- (3) 米穀等の生産・流通・加工・小売（飲食店含む）事業者、農産物の登録検査機関
- (4) 畜産農家
- (5) 動物用医薬品販売業者
- (6) 飼料・飼料添加物販売業者

4 監視指導の実施結果等

(1) 計画の策定や変更等における意見の募集

監視指導計画の策定及び年度途中で監視指導計画を大きく変更する場合は、ホームページ等を通じてその内容を公表し、県民等の意見を聴取します。

(2) 実施状況の公表

令和2年度の監視指導の実施結果の概要については、令和3年6月を目処に三重県のホームページにおいて公表します。

また、年度途中（4月から9月末までの半年分）の実施状況についても、結果がまとまり次第公表します。

目 次

I	農薬に係る監視指導	3
II	肥料に係る監視指導	6
III	米穀等に係る監視指導	8
IV	家畜伝染病予防のための監視指導	13
V	動物用医薬品に係る監視指導	16
VI	飼料等に係る監視指導	18

問い合わせ先

三重県農林水産部農産物安全・流通課食の安全・安心班
〒514-8570 津市広明町 13 番地（本庁 6 階）
電話番号：059-224-3154 ファクス番号：059-223-1120
メールアドレス：shokua@pref.mie.lg.jp

I 農薬に係る監視指導

関係法令：農薬取締法

農薬販売者に対しては無登録農薬などの不適正な農薬が流通することのないように、農薬使用者に対しては農薬を正しく使用するよう、監視指導を行います。

1 農薬販売者に対する監視指導

(1) 対象

農薬取締法に基づき三重県知事に届出のあった農薬販売所は、令和元年12月末現在、995件です。令和2年度の立入検査は、これまでの検査で不備事項が判明した農薬販売所を中心に実施します。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
農薬販売所	995	100	各農林水産事務所

(2) 立入検査の内容

主に次の点を確認します。

- ・無登録農薬、販売禁止農薬を販売していないか
- ・農薬の販売に関する帳簿を記載し、一定期間保存しているか
- ・他の物資と区分して陳列しているか
- ・有効期限を過ぎた農薬を販売していないか

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されたもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置を公表します。

2 農薬使用者に対する監視指導

(1) 農薬使用者に対する研修・啓発

ア 対象

農薬を使用する生産者、農業協同組合の共同育苗施設管理者、ゴルフ場コース管理者、庭木等の消毒を行う造園業者、家庭菜園での使用者等を対象に研修会を開催し、農薬の適正な使用について指導します。

対象	令和2年度計画数	担当部署
農薬使用者	400回	農産園芸課 中央農業改良普及センター 各農林水産事務所

イ 指導の内容

農薬使用者対象の研修会で主に次のことについて指導します。

○農薬使用の際の遵守事項の指導

- ・無登録農薬は使用しない
- ・農薬使用の際に、ラベルに表示されている事項を守る
(適用作物、使用量又は希釈倍数、使用時期、使用回数)

○農薬使用の際、努力すべきことの指導

- ・有効期限切れ農薬は使用しないこと
- ・使用農薬の記帳に努めること(使用日、場所、作物名、農薬種類、使用量等)
- ・住宅地周辺での散布時に、飛散防止に配慮すること
- ・盗難・紛失がないように適切に保管管理すること

(2) 農薬使用者に対する立入検査

ア 対象

(ア)生産者等

食品衛生法は、厚生労働大臣が定めた基準を超過して農薬が残留する食品の販売を禁止しています。また、県では、食の安全・安心条例第23条により、このような食品の出荷の禁止を規定しています。このような事例が発生した場合、農薬の不適正な使用があったと考えられるため、農薬取締法に基づき、農産園芸課、病害虫防除所および当該生産者等を管轄する農林水産事務所により、使用実態等の立入検査を行い、農薬適正使用に関する指導を行います(平成30年度：該当無し)。

(イ)ゴルフ場

1回あたりの農薬散布面積が大きいため、不適正な使用を行うと周辺への多大な影響を与える恐れのある農薬使用者であるゴルフ場に対して立入検査を行います。対象となるゴルフ場は、令和元年12月末現在で68件です。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
ゴルフ場	68	22	農産園芸課 病害虫防除所

イ 立入検査の内容

農薬使用者の農薬使用履歴や農薬在庫管理帳、農薬管理庫等を確認し、農薬使用の際の遵守事項や努力すべきことの実践状況を確認します。

ウ 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置を公表します。

農薬取締法

農林水産事務所

【主な監視・指導の内容】
無登録農薬の販売の有無
販売禁止農薬の販売の有無
帳簿の整備状況
陳列保管状況

農薬販売者

農産園芸課
中央農業改良普及センター
病害虫防除所
各農林水産事務所

【主な監視・指導の内容】
農薬の適正使用
使用農薬の記帳

生産者、ゴルフ場等
(農薬使用者)

農薬の販売

流通業者
製造・加工業者

農産物の提供

食品の提供

消費者

は、監視指導を主に担当する機関です。

II 肥料に係る監視指導 関係法令：肥料取締法

不適正な品質の肥料の生産・流通を防止することにより、安全で安心な農産物が生産されるよう、肥料生産・販売業者に対する監視指導を行います。

1 肥料生産・販売業者に対する監視指導

(1) 対象

肥料取締法に基づき三重県知事の登録を受けた普通肥料の生産業者、三重県知事に届出のあった肥料生産・販売業者の合計は、令和元年12月末現在、678件です。令和2年度の肥料の生産・販売業者への立入検査は、これまでの検査で不備事項が判明した業者を中心に実施します。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
肥料生産・販売業者	678	100	各農林水産事務所

(2) 立入検査の内容

主に次の点を確認します。

- ・登録、届出事項に変更はないか
- ・普通肥料の保証票は正しく表示されているか
- ・特殊肥料の品質表示は正しく表示されているか
- ・品質を低下させるような異物が混入していないか
- ・生産・販売に関する帳簿が備え付けられているか

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されたもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置を公表します。

2 成分分析

県内の肥料生産業者が生産した肥料から6点を収去して、公定規格や保証成分を満たしているか等の品質について確認します。品質に問題があった場合は、具体的な改善方法の提示を求めます。また、有害物質によって人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置を公表します。

収去は、各農林水産事務所の立入検査時に行い、分析は民間の分析会社に委託して行います。

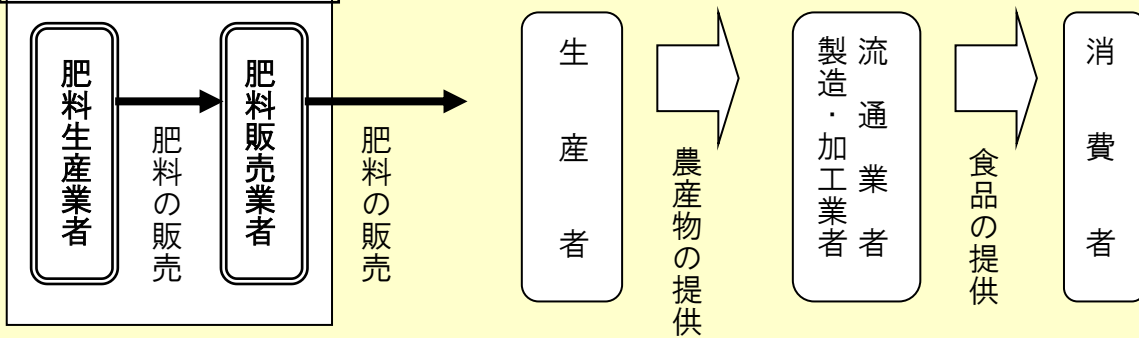
対象	令和2年度計画数	担当部署
肥料生産業者	6	農産園芸課、 各農林水産事務所

肥料取締法

農林水産事務所

【主な監視・指導の内容】

肥料の表示状況
帳簿の整備状況
異物混入の有無



は、監視指導を主に担当する機関です。

Ⅲ 米穀等に係る監視指導

関係法令：米トレーサビリティ法、食糧法、農産物検査法

1 米トレーサビリティ法^{※1}に基づく監視指導

トレーサビリティとは、生産から加工・流通・販売までの過程を明確に記録し、食品がどこから来てどこへ行ったか追跡できるようにすることです。

米穀等の流通におけるトレーサビリティの確保と産地情報の伝達が適正に図られるよう、米穀等の譲受け、譲渡し等に係る記録の作成と保存、産地情報の伝達が適正になされているかどうかの監視指導を実施します。

※1 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

(1) 対象

米トレーサビリティ法の対象となる県内の事業者は40,000程度（約23,000の生産者を含む）と推定され、国と連携を図りながら生産者、流通、加工、小売業者等に対する監視指導を実施します。

対象	対象数	令和2年度 計画数	担当部署
生産者・流通業者・ 加工業者・小売業者等	約40,000	200	農産物安全・流通課 各農林水産事務所

(2) 立入調査の内容

ア 取引等に係る記録（伝票等）、産地情報伝達の確認

米穀等の譲受け、譲渡し等について、必要な項目が適切に記録・保存されているかまた事業者間において産地情報が適切に伝達されているかを、入・出荷伝票、関係帳簿の確認等により実施します。必要に応じて取引先への追跡調査も実施します。

イ 一般消費者への産地情報の伝達（表示）の確認

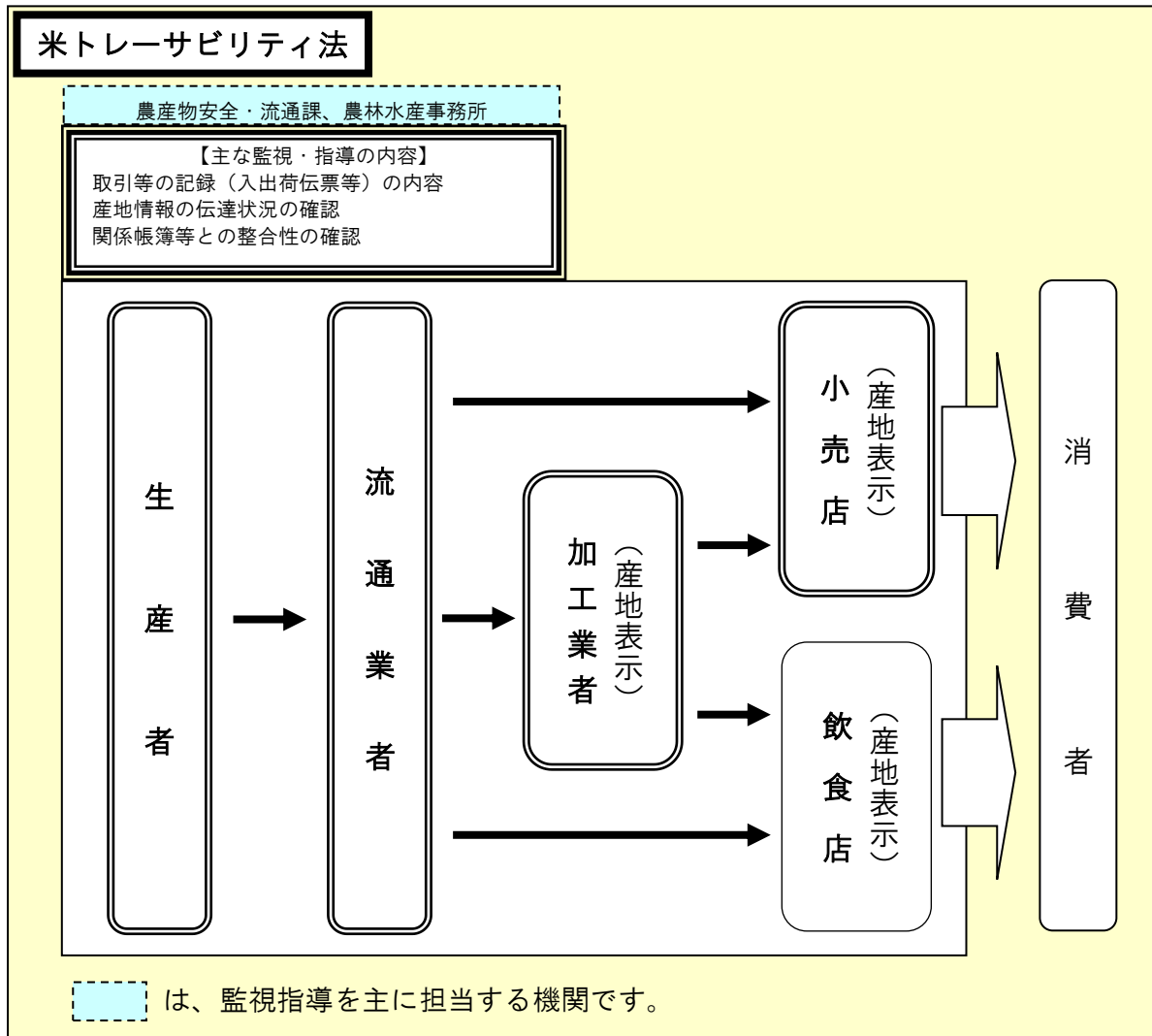
加工業者に対しては、加工製品の産地表示が適正にされているか、小売業者に対しては、米穀類等の産地情報が適正に表示されているかについて、取引記録等の関係帳簿の確認と合わせて実施します。

ウ 米の品種および産地（国産、外国産）の確認

事業者が取り扱っている米の品種を判別するDNA検査、国産米と外国産米を判別する微量元素測定などの科学的検査を抽出にて実施します。

(3) 違反があった場合

監視指導時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、取引等に係る記録の偽造や虚偽の産地情報伝達など重大な違反があった場合は、文書指導や勧告・命令を行い、違反内容と県の講じた措置などを公表します。



2 食糧法^{※2}に基づく監視指導

用途が限定された米穀（新規需要米・加工用米等）については、定められた用途以外に使用・販売してはならないことや、米穀の用途別の管理等に関し、米穀出荷・販売事業者が守るべきルールが、食糧法で決められています。

この法律に基づき、用途限定米穀が適切に出荷・販売されるよう、監視指導を実施します。

※2 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律

(1) 対象.

監視指導対象については、食糧法の規定に基づき、国と連携を図りながら、県内のみ事業所がある米穀出荷・販売事業者（出荷業者、とう精事業者、米販売店、生産者）のうち用途限定米穀を取り扱う事業者に対する監視指導を実施します。監視指導対象となる事業者は約400件です。

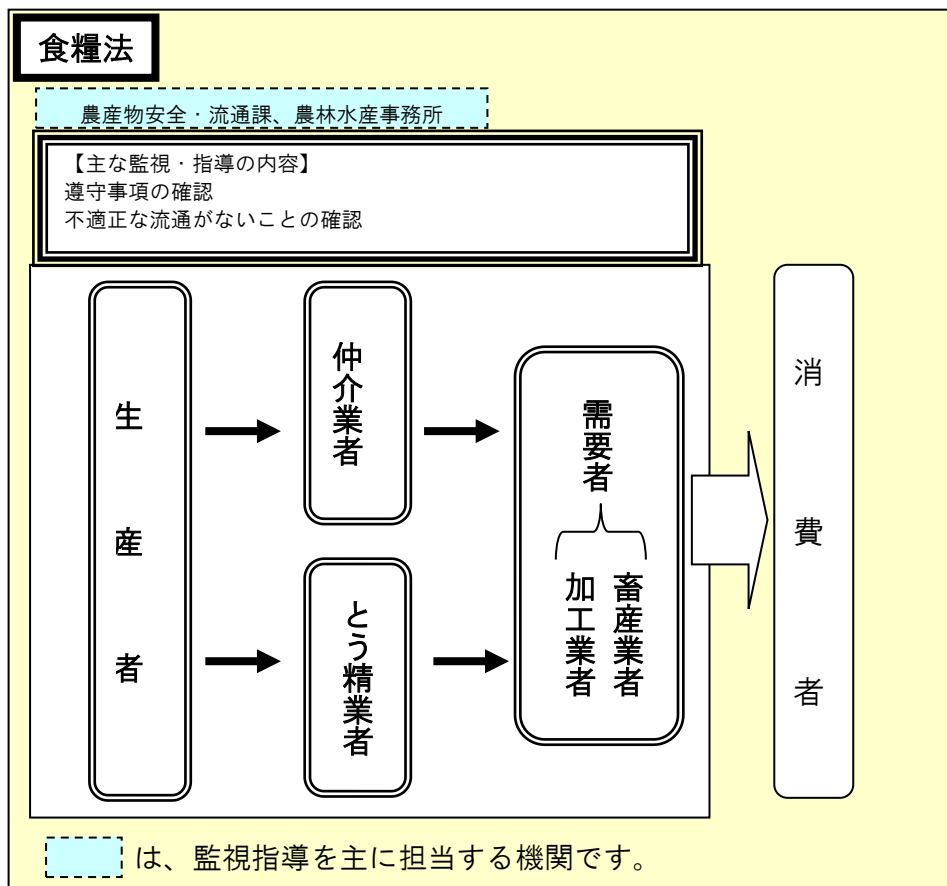
対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
用途限定米穀 出荷・販売事業者	約400	50	農産物安全・流通課 各農林水産事務所

(2) 立入検査の内容

米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を確認し、用途外使用・販売など不適正な流通がないことを確認します。

(3) 違反があった場合

監視指導時に疑義が確認された場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、用途外使用・販売など重大な違反があった場合は、国との連携のもとで勧告・命令を行い、違反内容と県の講じた措置などを公表します。



3 農産物検査法に基づく監視指導

農産物（米、麦、大豆等）の公正かつ円滑な取引を助長することを目的に、登録検査機関においては生産者等からの請求により、農産物検査を実施しています。農産物検査においては、品種、量目、品位等を検査し、1等・2等など格付けし証明しています。

県では、地域登録検査機関^{※3}が適正に農産物検査を行うよう、監視指導を実施します。

※3 登録検査機関のうち単一の都道府県のみを検査区域としているものをいいます。平成28年度から地域登録検査機関に関する事務が、農林水産省から都道府県に移譲されました。複数の都道府県を検査区域とする広域登録検査機関の事務は農林水産省が行っています。農業協同組合や農産物の集荷販売業者等が登録検査機関として登録されています。

(1) 対象

農産物検査法に基づき登録された登録検査機関のうち、三重県を検査区域とする地域登録検査機関に対する監視指導を実施します。

三重県の地域登録検査機関は、令和元年12月末現在で57件が登録されています。

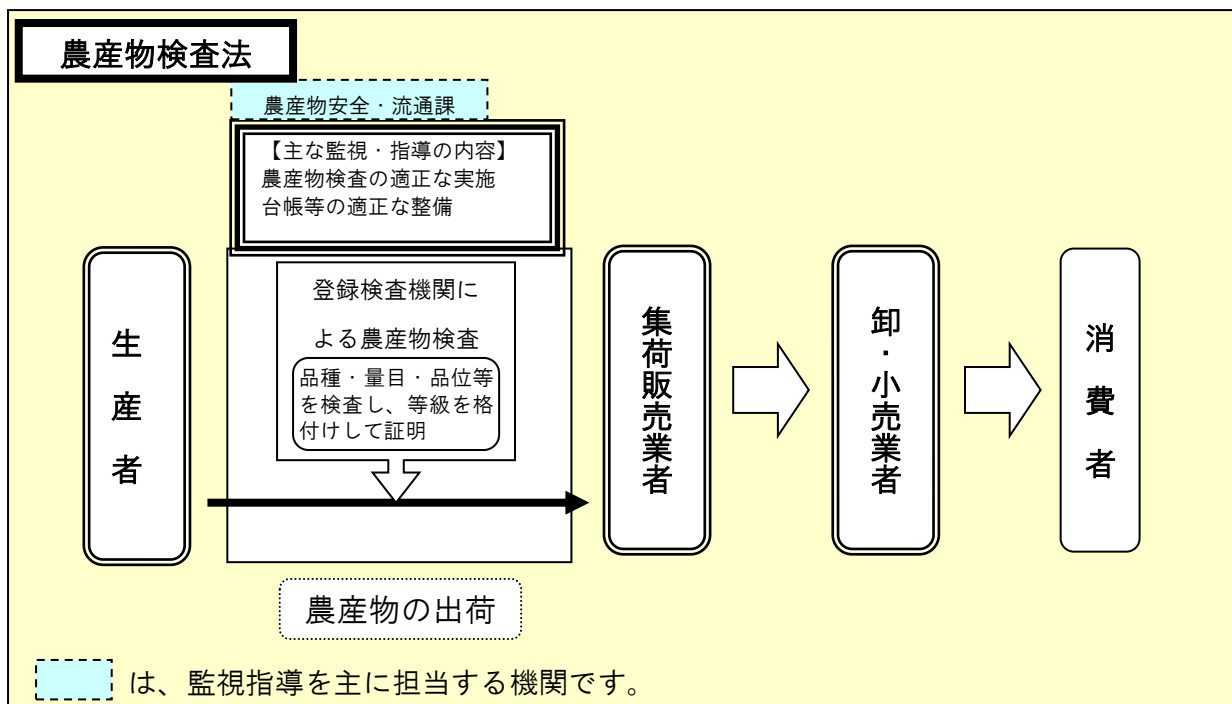
対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
地域登録検査機関	57	10	農産物安全・流通課

(2) 立入調査の内容

農産物検査法及び各検査機関で定めている業務規程に基づき、適正な検査及び台帳の整備等が行われているか確認します。

(3) 違反があった場合

監視指導時に疑義が確認された場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は後日改善状況を確認します。また、重大な違反があった場合には、適合命令、改善命令、登録の取消し若しくは業務停止の命令を行い、違反内容と県の講じた措置などを公表します。



4 コンプライアンス意識の向上に関する支援

消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、コンプライアンスを重視しない事業活動は、県民の信頼を失い市場での競争力を低下させるだけでなく事業活動の継続を困難にします。米穀の流通業者をはじめ米穀の関連事業者等は、こういったことを常に意識して経営を行うことが必要です。

このため、米穀の関連事業者等に対し監視指導を行う際に、コンプライアンスについても説明し、意識の向上を図ります。

また、米穀取扱事業者等を対象としたコンプライアンス研修会も開催します。

IV 家畜伝染病予防のための監視指導

関係法令：家畜伝染病予防法、牛海綿状脳症対策特別措置法

口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、BSE（牛海綿状脳症）、CSF（豚熱）などの家畜伝染病の発生予防やまん延を防止するために、監視指導を実施します。

畜産農家に対して家畜の飼養衛生管理基準を遵守するよう指導するとともに、家畜の臨床検査や精密検査などを行います。また、家畜伝染病の発生予防やまん延防止に関する正確な情報を伝えます。

1 対象

県内で飼育される家畜を対象に監視指導を実施します。

対象家畜	対象数	令和2年度計画数	担当部署
牛	37,000頭	37,000頭	各家畜保健衛生所
豚	111,000頭	111,000頭	
鶏	724,000羽	724,000羽	
馬	320頭	320頭	
みつ峰	2,600群	2,600群	

2 監視指導の内容

家畜の伝染性疾病については、家畜伝染病予防法において、28種類の家畜伝染病と71種類の届出伝染病が定められています。これらの疾病の中には、サルモネラ症など、家畜や畜産物を介して人の健康に重大な影響を及ぼす人獣共通感染症もあります。

家畜の伝染性疾病の監視については、臨床検査や精密検査などで病原体の動向を把握しながら発生予防・予察を行うとともに、発生防止のための予防注射の接種指導や検査を行います。

また、牛、豚、鶏等の家畜の飼育者が守るべきものとして飼養衛生管理基準^{※4}が定められており、基準の遵守と農場毎の具体的対応方法を指導します。

(1) 鳥インフルエンザについて

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザについては、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、養鶏場のモニタリングなどの監視指導を徹底するとともに、発生に関与している可能性がある指摘されている野鳥など野生動物の鶏舎内への侵入防止等を指導します。

(2) BSEについて

県内で飼育されている牛が死亡した場合には、96ヶ月齢以上のすべての死亡牛、特定臨床症状牛及び48ヶ月齢以上の起立不能牛についてBSE検査を行います。

(3) CSFについて

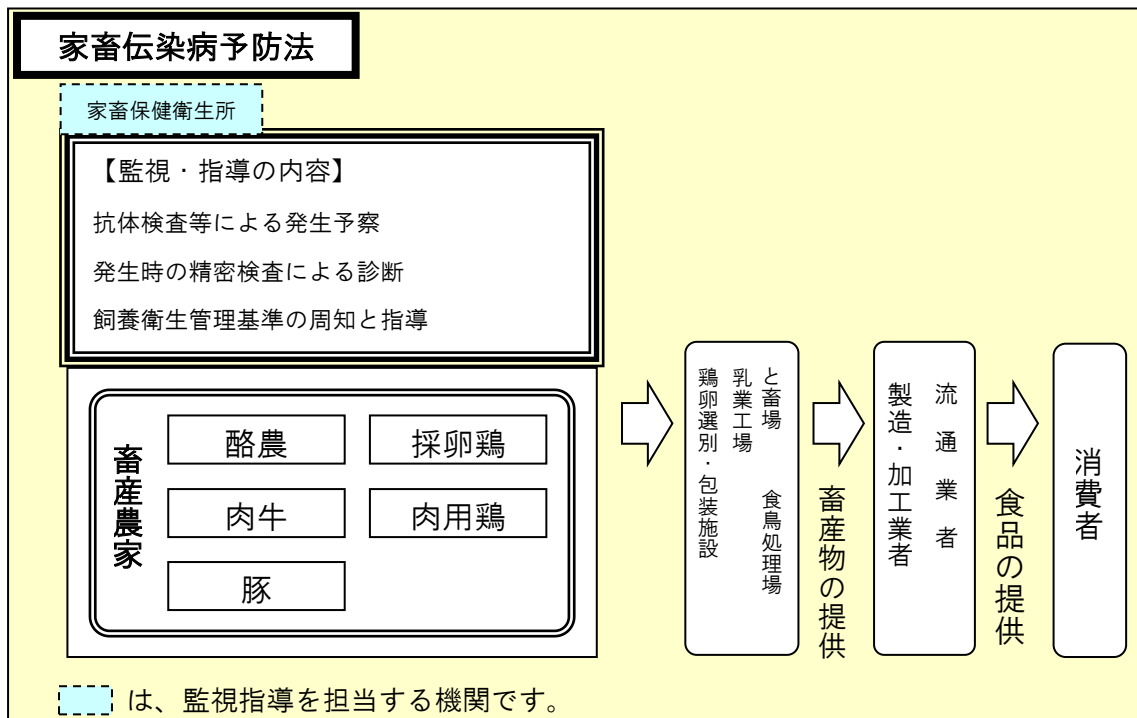
県内の飼養豚へのワクチン接種を行い、野生動物の農場への侵入防止、飼養衛生管理基準の遵守等を指導します。野生いのしし対策として経口ワクチンを散布するとともに、捕獲いのしし等のCSF検査を行います。

※⁴飼養衛生管理基準の主な内容は次のとおりです。

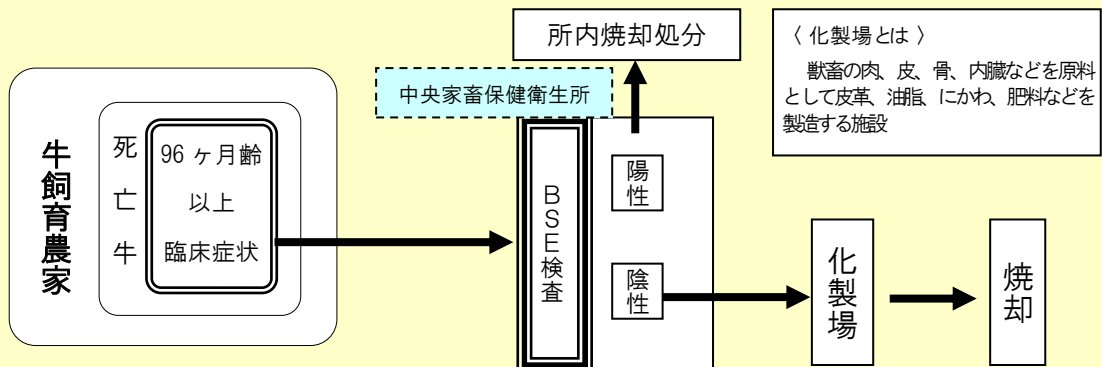
- ・自らの農場の敷地内において、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域（衛生管理区域）を設けている。
- ・衛生管理区域への病原体の侵入を防止するために、部外者の立入制限を行うとともに、立ち入る者に手指や靴の消毒、車両の消毒を行う。
- ・家畜の異常を早期に発見できるよう、毎日、家畜の健康観察をしている。
- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザやCSF等の特定症状を確認した場合には、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。

3 家畜伝染病が発生した場合

鳥インフルエンザやCSF等の家畜伝染病が発生した場合には、緊急予防注射や畜舎消毒などのまん延防止対策を行います。また、病気の詳しい検査（解剖、細菌検査、ウイルス検査など）を行い、検査結果に基づいて畜産農家を指導するとともに、必要な場合には、家畜の殺処分などの防疫措置を行います。



牛海綿状脳症対策特別措置法（死亡牛検査）



中央家畜保健衛生所は、監視指導を担当する機関です。

V 動物用医薬品に係る監視指導

関係法令：医薬品医療機器等法^{※5}

動物用医薬品が正しく使用され、健康な家畜や魚介類が飼育されることで、牛乳・卵・肉・魚などの安全な畜水産物が生産されるよう、販売者と使用者に対して監視指導を実施します。

※5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

1 動物用医薬品販売業者に対する監視指導

(1) 対象

動物用医薬品販売業者の監視については、令和元年度からの3年間で全ての販売業者を巡回することとしています。

令和元年12月末現在の動物用医薬品販売業者の数は138件です。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
動物用医薬品販売業者	138	45	各家畜保健衛生所

(2) 立入検査の内容

立入検査時は、主に次の点を確認します。

- ・獣医師の指示書を受けた者以外に要指示医薬品（抗生物質、ワクチン等）を販売していないか
- ・水産用抗菌剤使用指導書の写し又は理由書を提出した者以外に水産用抗菌剤を販売していないか
- ・医薬品の仕入れ・販売に関する帳簿を記載し、保管しているか
- ・医薬品の陳列保管状況は適切か

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置などを公表します。

2 畜産農場に対する監視指導

(1) 対象

畜産農場の監視については、平成29年度からの4年間ですべての畜産農場に対する指導を行うこととしています。

令和元年12月末現在の畜産農場数は430農場です。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
畜産農場	430	95	各家畜保健衛生所

(2) 立入検査の内容

立入検査時は、主に次の点を確認します。

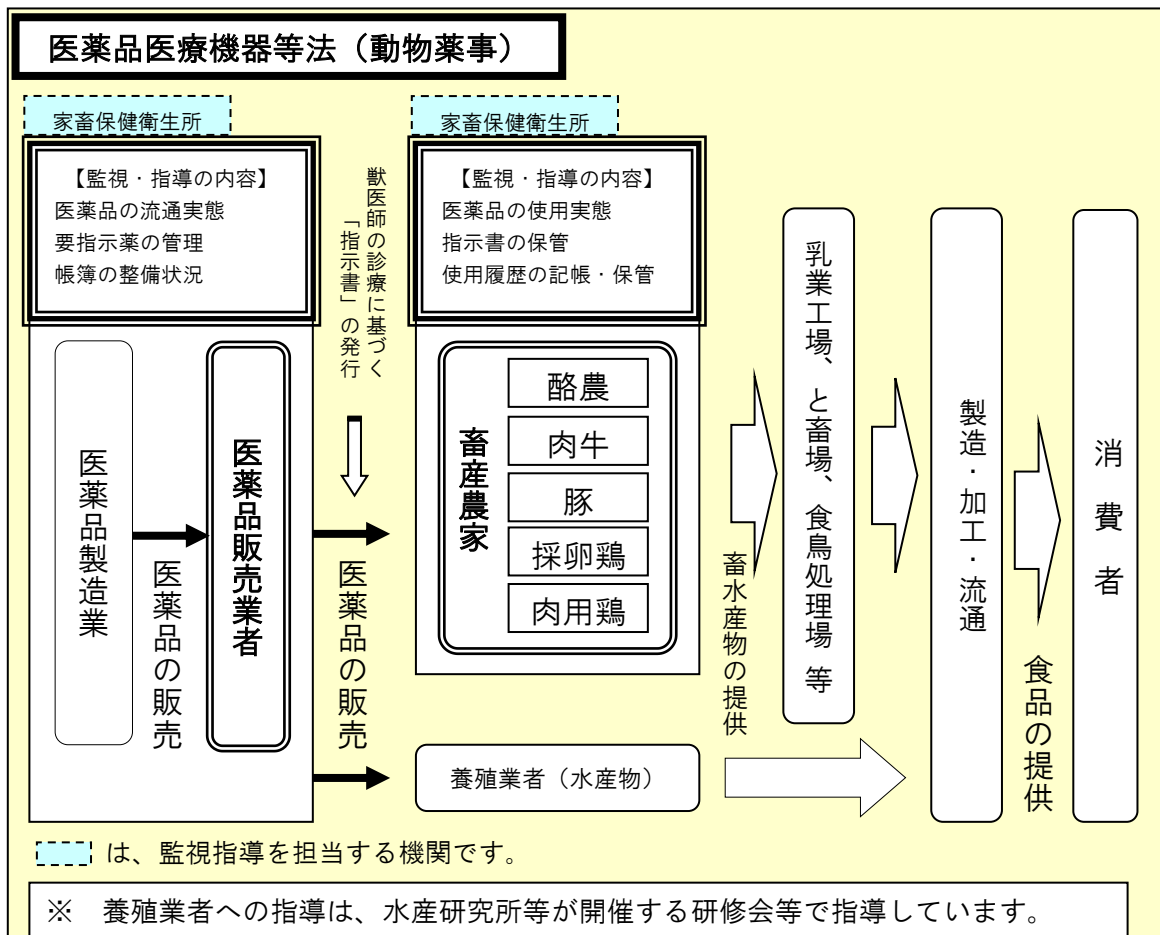
- ・医薬品の購入・使用に関する帳簿を記載し、保管しているか
- ・要指示医薬品の購入の際には、獣医師の発行する指示書に基づいて購入しているか
- ・指示書の発行については、獣医師の診療に基づいて発行されているか
- ・使用規制対象医薬品（抗生物質、合成抗菌剤等）の使用の際には、対象動物・用法用量・使用禁止期間等の基準が守られているか

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置などを公表します。また、食の安全・安心条例第23条（出荷の禁止）に該当した場合には生産者へ指導を行い、必要に応じて立入調査等を行います。

3 養殖業者への指導

養殖業者への指導については、医薬品使用状況調査及び水産用抗菌剤使用指導書の交付による監視指導、魚病診断・指導、巡回指導、講習会などにより、全ての養殖業者を対象に実施します。



VI 飼料等に係る監視指導

関係法令：飼料安全法^{※6}

家畜や魚介類に与える飼料や飼料添加物が正しく使用され、家畜や魚介類が健全に飼養されることで、牛乳・卵・肉・魚などの安全な畜水産物が生産されるよう、販売者と使用者に対して監視指導を実施します。

※6 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

1 飼料・飼料添加物販売業者に対する監視指導

(1) 対象

飼料等販売業者の監視については、令和元年度からの3年間で全ての販売業者を巡回することとしています。

令和元年12月末現在の飼料等販売業者の数は95件です。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
飼料販売業者	95	32	各家畜保健衛生所

(2) 立入検査の内容

立入検査時は、帳簿や施設を確認し、主に次の点を確認します。

- ・飼料安全法に基づく販売業届（変更）が適切になされているか
- ・飼料等の仕入れ・販売に関する帳簿を記載し、定められた期間保存しているか
- ・帳簿の記載事項（飼料名称、数量、仕入・販売年月日、販売の相手方氏名等）は正しいか
- ・飼料等の保管方法が、家畜の種類毎に適切に区分されているか
- ・飼料等の品質に関して記載すべき事項（表示事項）が正しく表示されているか

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置などを公表します。

2 畜産農場に対する監視指導

(1) 対象

畜産農場の監視については、平成29年度からの4年間ですべての畜産農場に対する指導を行うこととしています。

令和元年12月末現在の畜産農場数は430農場です。

対象	対象数	令和2年度計画数	担当部署
畜産農場	430	95	各家畜保健衛生所

(2) 立入検査の内容

立入検査時は、主に次の点をチェックします。

- ・帳簿の記載事項（飼料名称と使用量、購入年月日、購入元の氏名等）は正しいか
- ・飼料等の保管方法が、家畜の種類毎に適切に区分されているか

(3) 違反があった場合

立入検査時に違反があった場合は、具体的な改善方法について指導し、直ちに改善されるもの以外は、後日改善状況を確認します。また、違反の内容が人の健康に危害を及ぼす可能性のあるものや、社会的影響のあるものなどについては、国との連携のもとで違反内容と県の講じた措置などを公表します。また、食の安全・安心条例第23条（出荷の禁止）に該当した場合には生産者へ指導を行い、必要に応じて立入調査等を行います。

